

社会へ真実を訴える

善悪の判断には真実を知るゝことが第一かと存じます。

心ある人は是非御一読下さいまして御批判ください。

今回坂出綾歌淡水漁業協同組合が裁判の決着を待たずに訴訟を取り下げたことで、県(土木)は公正と重んずる行政指導の立場にありながら、事実内容を大きく曲げたデマ宣伝を欲しままにして私達の名誉が傷つけられました。全く遺憾の極みです。県の主張が通る、全面勝訴などと高い位置を利用して子供だましのような宣伝で自分達の立場を優位に見せかける戦術は、むしろ卑怯だとも言えます。物事の動きには、目的と理由と背景が伴います。組合は礼儀を重んじ、平和を愛するが故に取り下げたのです。何の意味もなく取り下げるくらいなら当初から訴訟は致しません。どうか真実を知って下さい。

取り下げの目的とその背景並びに経過と理由を説明します。

六十三年の瀬戸大橋開通を前に、地元坂出市をはじめ近郷の関係市町では周辺の環境の正常化と安全を協議確認する中で、県と淡水協の意見の相違による論争が大切な問題の一つとして、注目の的であった。協議会(坂出市ほか綾歌郡内六町)で再三の協議を重ねた結果、円満への道として、県議会有志の理解と協力を得て三月二十日県庁内で陳情書を手渡し、初めて正式の場で安全と円満への審議がなされる運びとなった次第です。三月十八日又方協議会関係者より組合に連絡があり、三月二十日に協議会代表として坂出市長と綾上町長が自ら県庁へ出向き、県議会議員を通して知事に陳情書を手渡すことが内定した。組合側は陳情の主旨と内容を理解し、訴訟を取り下げ、白紙の状態に戻すことが望ましい。円満と尊ぶ席上で組合側が手を振り上げたままの形で協議会代表が陳情の公文書を手渡す行事に臨むとは、知事や県議会に対して非礼となり、平和の使節とは考え難い。場所柄と関係者の立場をあれ考ふる行為行動が真の平和を愛することであり、ひいては組合が主張している人権を尊守する精神につながることを思い、一歩下がって小の虫を殺し、大の虫を食う大まかい心で是非とも白紙に戻して欲しい。よく出来れば二十日に協議会代表が県庁入りするまでに、訴訟を取り下げるよう教育的指導と説得を受けた次第です。組合の理事達や顧問、相談役とも協議の結果、口には苦いが良薬だと信じて白紙に戻すことに決定し、手続きを取ったのが本質です。まさか福祉と人権の旗を立て、教育的指導の立場にある県当局が、不同意を楯に後から飛びついてくるとは夢にも予測しなかつた。私達は即関係者と協議の上裁判所へ問い合せたと、珍しいケースだが、法の中には示されている。しかし、自身の善悪志で放棄手続きをすれば一件落着きとなる。ただし放棄後テーブルについて座り具合が悪くからと言って、本件を再告訴することは許されませんと諭されました。この意味を理解する

中で個人的にも、吐いた唾を飲むことは汚いことだと反省し、白紙の姿勢を崩さず放棄の手続きを終えた次第です。従って訴訟内容そのものに判決が下つたり、県土木の主張が全面的に認められた等、勝敗の裁決がなされたものでは決してありません。県は自分達の立場を優位に見せかけるために、人形に全面勝訴と書いて躍らせました。組合側は例えば形は悪い放棄と書いた小さい相ですが、中味の濃い暖かい玉手相だと信じ込んでた次第です。法律の音味の解釈にも幅があり、無学な私達には大変ですが、憲法とは道徳心から生まれ、人間社会の常識だと信じます。私は常識に基づいて取り下げ放棄したのです。放棄の言葉は形の上で悪印象を受けますが、私は形より中味が大切だと考えた案の決心です。放棄した理由とその背景が問題の結果を左右すると思えます。殺人罪でも動機や背景などの状況によって計画殺人か、過剰防衛か、正当防衛等に分類され、罪状が大きく異なると考えます。県土木の全面勝訴の作文とデマ宣伝は、組合側が燃える火に水をかけたことに対抗して、火に油を注ぐ行動に出てきたのと同じです。重大問題かと存じます。県土木部は協議会や県議会側の動きは早くから充分察知しております。(連の行爲行動はあるは議会を愚弄し、あるは協議会を無視した非礼極まる行爲だとも言えます。対話の県政であることも念頭に、円満のテーブルに着席し、堂々と論議を交わし、勉強する中で真実を確かめ、公正な道を歩くことが、県土木部の指導の在り方だと考えられるのですが、むしろ関係者が同一テーブルに着くと、県土木部の勇み足の圧力行爲行動の事実が上司や県議会や県民に暴露されるのを恐れた結果の行動だとも受け取れます。民事裁判は一審、二審、最高裁への道があり、最低六、七年以上の時間を必要とします。県と組合の争いはまだ三年目です。また、大型工事も最終段階に入っている今日ですが、組合が今までたびたび県土木関係者に行政、議会、報道関係者等立会の公式の場で白紙の決着を論議したいことを再三申し入れてきたが、裁判中と言う口実でこれを無視し、首を縦に振らず時間稼ぎの作戦に出ています。その理由と背景は裁判の終わる二、三年先には主な工事は殆んど終わる。また、担当職員も異動や転任し、あるいは定年退職となる。裁判の結果がどうに軍配が上がるかと無関係である。むしろ裁判が長引けば土木部にとって工事を進める上に便利である等の無責任な放言を公然とします。これが行政指導の正しい在り方なのかと寂しい限りです。また、裁判中も現在も高松地区での土木業者と淡水協との同意による金銭授受は認めており、坂出綾歌淡水協のみやり玉にあげ、これも悪行と決め付ける行爲は、偏見と片手落ちの差別指導だと断言します。

以上決して中偏的百ものでなく立証の用意が整っています。以上県土木部は坂出綾歌地域の淡水漁民の生活の場を奪い、犠牲を強ひ、かつ人権を無視し、ギリ押しに工事を終わらせる方法を指示しています。私達の忍耐にも限界が近づいています。全くの暴挙です。法の裁きの度で真実の確認は立証を第一としています。別紙に県土木部の(連の)圧力行動やデマ宣伝で漁民達からも悪行を重ねているかのように悪い印象を植え付ける宣伝に終始してはいますが、全く無根です。スcoop一つ取り上げた事実もなく、工事妨害等の実力行爲は一度もしてありません。一体坂出綾歌淡水協や漁民が何時、何処でどのような工事妨害をしたものか事実があれば、先ず

その点を明確に立証し指摘すべきてす。飲酒運転やひき逃げ等の法律違反者は免許停止処分を受けあるいは逮捕されず。私達が違法しておれば当局が決して許してくれません。二度と自然環境の復元はなく、漁場は確実に消滅します。組合や漁民が総ての被害者で県土木や土木業者達が加害者であることは明白です。先に県土木が新聞等を通して組合が大東川の公害事業妨害等と公表しましたが、現場の写真を見て下さい。妨害が二箇所は一目瞭然です。真実を訴えると共に善良な組合員の不名誉を除くために立証の写真等と同封します。尚、大東川において問題の漁具撤去のあった当日、県土木職員七、八名が豊田部長の命令で無断で私産内に立ち入り、このハミリカメラで産内で写真を取り歩き回りました。組合員や家族の目前での行爲です。震えを強く覚えましたが、皆を押しえ絶え振りました。県土木は私達を怒らせ、実力闘争に出るようたびたびのなを仕掛けてきましたがこの挑発作戦は百も承知で、組合側は断固心せず、ただただ法を信じ、日の照る日を待ち望んで耐えに耐えてきた次第です。刃心耐の限度とはどこまでなのかどうかお教え下さい。短時間での説明なりで字句などの強弱の運用の中で舌足らずの印象を感じる面があるかも知れませんが、低学を私故非礼の言にお気付きの時は、どうか御寛容下さい。

坂出綾歌淡水漁業協同組合

組合長 西岡 健明